

燃料用優良木質ペレット認証規程

一般社団法人 日本木質ペレット協会
平成24年 1月25日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本木質ペレット協会（以下「本会」という。）が行う燃料用優良木質ペレット製品の認証に関し必要な事項を定めることにより、その普及を促進し、消費者に対し品質の安定した優れた燃料用木質ペレットの供給の確保を図ることを目的とする。

(認証の対象)

第2条 認証の対象は、ペレットストーブ及び家庭用又は業務用ボイラに用いる燃料用木質ペレットであって、別に定める「木質ペレット品質規格」（以下「品質規格」という。）のうち、審査委員会が定める品質項目及び品質基準(別添1)に適合するものであることとする。

(認証の種類)

第3条 本会が認証する燃料用優良木質ペレットの種類は次のとおりとする。

- (1) 木質ペレットA
別添の品質基準Aに該当する木質ペレット。
- (2) 木質ペレットB
別添の品質基準Bに該当する木質ペレット。
- (3) 木質ペレットC
別添の品質基準Cに該当する木質ペレット。

(申請者)

第4条 この規程により認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請する製品を製造又は販売する者とする。

- 2 前項による申請者は、本規程に基づく本会との連絡調整、指示及び業務の遂行並びに需要者からの問い合わせ・苦情等への対応が適切に行い得る者であること。

(認証の申請)

第5条 この規程による認証を受けようとする者は、次ぎに掲げる事項を記載した申請書（別記様式1）を本会の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 申請に係る担当者の所属部署、氏名及び連絡先
- (4) 認証を受けようとする製品名、製品の種類、用途
- (5) 製造工場の名称及び所在地

- 2 前項の申請書には、次ぎに掲げる附属資料を添付するほか、製品の見本を提出するものとする。
- (1) 原材料に関する説明書：原料となる樹種及び部位（木部、樹皮など）、仕入れ先、原料仕入れの安定性等に関する資料又は説明書。樹種あるいは部位の異なる原料を混合して製造したペレットの場合は以上のほか、樹種、木材の部位等の混合比率に関する資料又は説明書。
 - (2) 製造基準：申請製品の製造に係る製造工程図、製造基準・規程等
 - (3) 品質試験成績書：申請製品に係る別添の品質基準項目の品質試験成績書
 - (4) 品質管理説明書：品質試験成績書記載の品質を維持するための管理方法、検査方法、管理組織等を記載した管理規程等
 - (5) 品質管理の記録
 - (6) 使用方法に関する説明書：運搬・保管・使用時の注意事項等
 - (7) 製造工場略図：製造装置等配置図
 - (8) 苦情処理体制：消費者からの苦情に対し適切に対応するための体制及び規程等
 - (9) 申請者に関する説明書：企業概要、組織図等

（品質試験成績書）

第6条 第5条第2項第3号の品質試験成績書は、計量証明事業登録機関またはこれと同等以上の能力を有する機関で本会が認める機関（以下「指定試験機関」という。）によって行われ、同試験機関が発行したものでなければならない。

- 2 第5条第2項第3号の品質試験成績書は、申請の3ヶ月以内に発行されたものでなければならないものとする。

（認証）

第7条 会長は、第5条による認証の申請があった場合には、審査委員会に諮問し、その結果を理事会に諮り、燃料用優良木質ペレットとしての認証を行うものとする。

- 2 前項の規定による認証は、本会にこれを登録し、認証書（別記様式2）を交付して行うものとする。
- 3 会長は、認証を行ったときは、これを公表するものとする。

（認証の審査）

第8条 申請案件の審査は次の3点について行うものとする

- (1) 製品の品質に関する審査

製品の品質が別添の品質基準に適合しているかを審査し、第3条に規定する認証の種類を確定する。

- (2) 生産体制に関する審査

申請に係る品質の製品を継続して安定的に生産できる体制を備えているか審査する。

- (3) 供給体制に関する審査

申請に係る品質の製品を継続して安定的に供給できる体制を備えているか、また需要者からの苦情等に対し適切に対応できる体制を備えているか審査する。

2 前項の審査は次の方法によって行う。

- (1) 申請書及び附属資料（以下「申請書等」という。）の審査
- (2) 製造工場等における品質管理等の製造状況の現地調査（以下「工場現地調査」という。）

（工場現地調査）

第9条 前条第2項第2号の工場現地調査は、第5条に基づく申請書等の記載内容に相違がないことを確認するため、製造工場に赴いて行う。

- 2 工場現地調査は、本会事務局員、第10条に規定する審査委員会委員または本会が委託した調査員がこれを行う。
- 3 申請者は、本会が行う工場現地調査に協力しなければならない。

（審査委員会）

第10条 本会は、申請製品の認証審査を行うため、中立的立場の学識経験者等で構成する審査委員会を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、委員の定数を8名以内とし、中立的立場の学識経験者等の中から会長が人選し、委嘱するものとする。ただし、申請製品の品質試験成績書を発行した指定試験機関に属する委員及び当該申請製品に関し利害関係が想定される委員は、当該申請製品の審査を行うことはできないものとする。
- 3 審査委員会は、会長が招集し、委員の過半数の出席で成立するものとする。
- 4 委員長は、委員の互選により選任するものとし、委員長が委員会の進行を担うものとする。
- 5 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代理するものとする。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、書面による持ち回り審査を行うことができるものとする。
- 7 審査委員会は会長からの諮問に対し、申請書等及び工場現地調査の結果に基づき、第8条第1項各号に係る事項及び申請製品の認証の適格性について審査し、その結果を会長に答申するものとする。
- 8 委員の任期は3年とし、再任できるものとする。ただし、任期の途中で交替した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 会長は、申請製品の審査を行うに当たり、特定の事項の審査に関し必要が生じた場合には臨時委員を任命することができる。ただし、臨時委員の任期は、当該事案の審議が終了するまでとする。

（認証の有効期間）

第11条 認証の有効期間は、当該認証の日から3年間とする。

（認証の登録更新）

第12条 認証の有効期間満了後、引き続き認証を受けようとする者は、有効期間が満了する1ヶ月前までに認証の登録更新の申請を行わなければならない。

- 2 認証の登録更新の申請は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 会長は、前項の規定により申請された製品（以下「認証の登録更新申請製品」という。）に係る認証の登録更新の審査は、第8条、第9条及び第10条の規定を準用するものとし、審査委員会に付

託して行う。

- 4 会長は、認証の登録更新申請製品に係る審査委員会の審査結果をもって理事会に諮り、認証の登録更新を行うものとする。
- 5 登録更新の有効期間は、前条の規定を準用する。

(変更の届け出)

- 第13条 認証を受けた者は、第5条第1項第1号～第3号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なくその旨を会長に届けなければならない。
- 2 認証を受けた者は、第5条第1項第4号及び第5号の製造工場の所在地又は原材料、製造方法等を変更しようとするときは、変更届(別記様式3)を提出し、会長の承認を得なければならない。
 - 3 前項の変更が認証の種類に影響を及ぼすような変更である場合には、改めて認証を受けなければならない。

(認証製品の表示)

- 第14条 認証を受けた者は、認証を受けた製品に、別に定める燃料用優良木質ペレット表示基準(以下「表示基準」という。)により、適切に表示しなければならない。
- 2 認証を受けた者は、認証を受けた製品の包装又は送り状に、表示基準に定められた認証シールを印刷又は貼付しなければならない。
 - 3 前項の認証シールの使用に際しては、別に定める燃料用優良木質ペレット認証手数料及び認証シール使用料規定(以下「認証手数料等規定」という。)に従い、年間販売量に応じた認証シール使用料を協会に納付しなければならない。

(認証維持のための調査監視)

- 第15条 本会は、認証製品の信頼性を確保する観点から、認証1年経過後から2年経過までの1年間に認証製品の試験成績書および品質管理帳票の提出を求め品質管理が適切に実施されているかを調査するものとする。
- 2 本会は、市販されている認証製品を任意に買い上げ、その品質性能の検査を随時行うことができるものとする。
 - 3 本会は、第1項、第2項の調査および検査等において、認証製品の製造及び供給に関し疑義のある場合には、当該製品に関する資料の提出を求めることができるものとする。又、必要に応じ製造工場への立ち入り調査を行うことができるものとする。
 - 4 本会は、前項の規定に関わらず、認証製品に関し必要と認められるときは、認証を受けた者に対し、報告若しくは資料等の提出を求めることができるものとする。

(認証の一時停止)

- 第16条 本会は、前条に基づく調査等により、認証製品が認証の要件を満たしていないと判明した場合は、当該製品の認証を一時停止することができるものとする。
- 2 本会は、前項の規定により認証を一時停止する時は、その旨を当該認証取得者に通知すると共に、

所定の措置を指示するものとする。

3 本会は、認証を一時停止した認証製品に対して、認証製品の表示の中止を指示するものとする。

(認証の取り消し)

第17条 本会は、認証を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 認証を受けた者が認証の取り消しを申請したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により認証を受けたことが判明したとき
- (3) 認証の申請内容と異なる製品を供給する等、その業務に関し不誠実な行為をしたとき
- (4) 認証取得者が、前条第2項及び第3項の指示に従わなかったとき

2 本会は、前項第2号～第4号の規定に基づき認証を取り消そうとする場合は、予め当該認証取得者に対し、その旨を通知すると共に、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知した日から30日を経過しても意見の陳述又は説明資料の提出がない場合はその機会を放棄したものと見なすものとする。

3 本会は、認証を取り消したときは、当該認証取得者に対し、その理由を付して認証を取り消した旨の通知をするとともに、速やかにこれを公表するものとする。

4 本会は、認証を取り消した認証製品に対して、認証製品の表示の中止を指示するものとする。

5 前項の指示に従わない者は、関係機関等に広く周知するものとする。

(認証手数料)

第18条 認証を受けようとする者は、認証の申請の際、別に定める認証手数料等規定に基づく認証手数料を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 審査委員及び本会の役職員であった者は、本規程に基づく認証の業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

(その他)

第20条 この規程に基づく業務の推進に必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

第21条 この規程の改正は、理事会の承認事項とする。改正された場合、本会は速やかにその内容を公表するものとする。

(付則)

1 この規程は、平成24年4月16日から施行する。

(別記様式1)

燃料用優良木質ペレット認証申請書（新規・更新）

一般社団法人 日本木質ペレット協会
会 長 熊 崎 実 殿

貴協会が定める「燃料用優良木質ペレット認証規程」第5条の規定に基づき、下記の製品について認証を受けたいので、別紙附属資料を添えて申請します。

申請日	平成 年 月 日	
申請者	名 称	フリガナ -----
	代表者名	フリガナ ----- 印
	所在地	〒 ー
申請に係る 担当者	担当者名	フリガナ -----
	所属・部署	
	所在地	〒 ー
	電 話	
	F A X	
	e-メールアドレス	
認証を受け ようとする 製品	認証番号	(更新申請の場合のみ記入)
	製 品 名	
	認証の種類	
	用 途	
認証を受け ようとする 製品の製造 工場	名 称	フリガナ -----
	所在地	〒 ー
	担当者名	フリガナ -----
	電 話	
	F A X	
	e-メールアドレス	

(別記様式2)



認証番号：〇〇〇〇

認 証 書

申請者名称

代表者名 殿

燃料用優良木質ペレット認証規程第7条の規定に基づき、下記のとおり燃料用優良木質ペレットとして認証します。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本木質ペレット協会

会 長 熊 崎 実 (印)

記

製 品 名 :

認証の種類 :

製品の用途 :

製造工場の名称 :

製造工場の所在地 :

認証の有効期限：平成 年 月 日

(別記様式3)

燃料用優良木質ペレット認証変更届

一般社団法人 日本木質ペレット協会
会 長 熊 崎 実 殿

貴協会の燃料用優良木質ペレットの認証を取得した下記認証番号製品について、「燃料用優良木質ペレット認証規程」第13条の規定に基づき、認証に係る内容を下記のとおり変更したいので、別紙書類を添えて申請します。

記

申請日	平成 年 月 日	
申請者	名称	フリガナ
	代表者名	フリガナ 印
	所在地	〒 ー
申請に係る担当者	担当者名	フリガナ
	所属・部署	
	所在地	〒 ー
	電 話	
	F A X	
	e-メールアドレス	
認証製品	認証番号	
	製品名	
	認証の種類	
変更内容		
変更理由		